

## 山田町長期継続契約の締結に関する運用基準

平成24年12月14日企財第232号

改正

平成29年3月30日

(趣旨)

第1 この基準は、山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年山田町条例第2号)及び山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成24年山田町規則第13号。以下「規則」という。)に基づく長期継続契約の締結に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象となる契約)

第2 長期継続契約の対象となる契約は、規則第2条に規定するもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの
- (3) その他当該契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすと認められるもの  
(事前協議)

第3 長期継続契約を締結する契約案件を所管する課等の長は、当該案件に係る契約を締結しようとするときは、財政課長に事前協議するものとする。

2 前項の事前協議で協議する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 契約期間
- (2) 契約金額
- (3) その他長期継続契約に関する事項  
(契約期間)

第4 規則第2条第1項の規定による長期継続契約の契約期間は、原則として5年以内とする。

2 規則第2条第2項及び第3項の規定による長期継続契約の契約期間は、原則として3年以内とする。

3 当該契約の性質上、前2項に規定する契約期間を超えて長期継続契約を締結する必要があるときは、第3に規定する事前協議により当該契約期間を設定するものとする。

(契約書を作成するに当たっての留意事項)

第5 契約書を作成するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 契約期間は、当該長期継続契約の契約期間全体とすること。
- (2) 契約金額は、原則として、当該長期継続契約の内容に応じて月額又は年額を記載すること。
- (3) 長期継続契約である旨を記載すること。
- (4) 契約締結年度の翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合における契約の変更又は解除について記載すること。

附 則

この基準は、平成24年12月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。